

内閣府
○財務省令第 号
財務省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 山下 貴司

財務大臣 麻生 太郎

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府財務省令第一号）の一部を次のように改正する。
財務省

第三条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、
同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式一及び二中「ロ」を「ハ」に改める。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。